

【上越市】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	仕事	就職	障害者資格取得支援補助金	障害のある人の就労機会の拡充を図るため、就労に役立つ資格の取得に要する受験料等を最大1万5千円補助します。	産業政策課	025-520-5730
	仕事	就職	上越地域医療センター病院看護職員奨励金	上越地域医療センター病院の看護職員を目指す学生を対象に、在学中に必要な費用の一部を助成します。 毎年4月上旬を申込期間とし、書類審査、作文及び面接により助成対象者を決定します。	地域医療推進課	025-520-5700
	仕事	起業	上越市創業スタートアップ支援補助金	人口減少の緩和や持続可能な市内経済の構築のため、創業による若者や女性等の多様で柔軟な働き方の実現に向けて、市内での創業に係る必要な経費の一部を支援します。 通常枠 補助率：1/2（上限50万円） UIターン女性活躍推進枠 補助率2/3（上限66,6万円）	産業政策課	025-520-5729
	仕事	起業	上越市創業支援利子補給補助金	幅広い創業の促進と雇用の創出を図るため、中小企業者の皆さんが創業や第二創業に要する資金を借り入れた場合、最大7年分の利子相当額を前渡しで補助します。	産業政策課	025-520-5729
◎	仕事	就農	新規就農者大型特殊免許等取得費補助金	市内に転入または居住し、独立・自営就農もしくは就農に向けた研修を受けられる方が、大型特殊免許、けん引免許を取得する場合に取得費の一部を支援します。 ・補助率1/2、最大10万円（大型特殊免許・けん引免許の一方のみの取得は上限5万円）	農政課	025-520-5749
◎	仕事	就農	新規就農者農業用機械購入費補助金	市内に転入または居住し、独立・自営就農している場合、農業用機械購入費（1台当たり20万円以上のものに限る）の一部を支援します。 ・補助率1/2、上限50万円（中山間地域で50a以上耕作している人：上限100万円）	農政課	025-520-5749
◎	仕事	その他	インターンシップ促進事業	市外に進学した学生が地元の企業に就職しやすい環境を整えるとともに、高校生の就職意識の啓発と市内定着を図るため、ホームページやパンフレット等を用いて情報を発信し、インターンシップを実施しやすい環境整備を支援します。	産業政策課	025-520-5730
◎	仕事	その他	上越妙高駅周辺地区商業地域レンタルオフィス・サポート事業補助金	上越妙高駅周辺地区商業地域内において賃貸オフィスに新たに入居する企業に対し、オフィスの家賃の一部を補助します。 【補助対象者】 (1) 入居する企業が次のいずれかの業種に該当すること ・建設業 ・製造業 ・IT・情報産業 ・運輸業 ・卸売業 ・不動産業 など (2) 20㎡以上のオフィスで、常時2人以上の従業員がいること (3) 賃貸スペースの1/2以上が事務スペースであること (4) 令和8年3月31日までに営業を開始すること (5) 市税を滞納していないこと (6) 他の公的制度による同種の補助を受けていないこと 【補助額】 1年目：オフィスの家賃の1/2（上限100万円/年） 2年目：オフィスの家賃の1/3（上限100万円/年） 3年目：オフィスの家賃の1/4（上限100万円/年） ※最長3年間	交通政策課	025-520-5632
	仕事	その他	空き店舗等利用促進補助金	中心市街地（高田・直江津）や13区（合併前の旧町村）の商業地の活性化を図るため、補助対象区域の空き店舗や空き家を活用した商業施設の出店や事務所の開設を行う個人・法人等に対して改装費の一部を補助します。 ・補助対象： 空き店舗等の改装に関し、他の補助金を受けていないこと 等 ・補助率 1階店舗等：1/2 上限100万円 2階等店舗等：1/4 上限50万円	産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室	025-520-5734

【上越市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	仕事	その他	まちなか居住推進事業補助金 (空き店舗等の利活用支援)	まちなかの空き家・空き店舗を商業施設や事務所とするためのリフォーム工事に要する経費の一部を支援します。 ・補助対象： 空き店舗等の改装に関し、他の補助金を受けていないこと 等 ・補助率 1階店舗等：1/2 上限100万円 2階等店舗等：1/4 上限50万円	産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室	025-520-5734
◎	住宅	新築・購入	まちなか居住推進事業補助金 (空き家の片付け支援)	居住可能な空き家の利活用を推進するため、空き家の家財道具の処分等に要する経費の一部を支援します。 ・補助対象：補助対象区域内に空き家を所有していること 等 ・補助率：1/2 上限20万円	都市整備課	025-520-5764
◎	住宅	新築・購入	まちなか居住推進事業補助金 (空き家の購入支援)	若者や子育て世帯のまちなか居住を推進するため、空き家の購入に要する経費の一部を支援します。 ・補助対象：自己居住用として補助対象区域内の空き家を購入し、補助対象区域外から当該空き家へ住民票を異動する予定の人 等 ・補助率：1/2 上限100万円 ※1 子育て世帯の場合は、補助率1/2、上限130万円 ※2 子育て世帯の場合は、上記建物補助金額に1/2の加算あり。ただし、加算の上限があるため、他の補助金を併用する場合は市へ確認してください。	都市整備課	025-520-5764
◎	住宅	新築・購入	移住定住応援住宅取得費補助金	市外から移住し、市内で住宅を取得（新築、建売住宅・中古住宅の購入）する際の費用の一部を補助します。 基本額 住宅の新築または建売住宅の購入・・・40万円（定額） 中古住宅の購入・・・20万円（定額） 加算額 子育て世帯（妊婦含む）・・・10万円 中山間地域への移住者・・・10万円 県特認世帯・・・最大20万円 概要： 子育て世帯や県外からの転入者の中古住宅購入を支援 (注) 申請日前に当市に転入した人は、転入した日から2年以内に補助金の交付を申請した人 加算率：基本額及び他の加算額の合計の2分の1	多文化共生課	025-520-5674
◎	住宅	新築・購入	まちなか居住推進事業補助金 (町家の建替え支援)	町家の居住環境及び地区防災の向上を図るため、建替え工事に伴う解体等に要する経費の一部を支援します。 ・補助対象：補助対象区域内の町家を所有している人 等 ・補助率：1/2 上限100万円。 ※1 当該工事に伴う隣家の外壁復旧工事がある場合は、補助率1/2、上限25万円/壁面を加算 ※2 子育て世帯の場合、30万円を加算 ※3 公共下水道への接続工事を行う場合は、補助率1/3、上限30万円を加算	都市整備課	025-520-5764
◎	住宅	賃貸	就労促進家賃補助金	U・I・Jターン等により市内の賃貸住宅に入居する人に対し、家賃の一部を一年間補助します。 医療、福祉、建設業の分野の企業等に就職した人・・・月額上限2万円 その他の企業等に就職した人・・・月額上限1万円	産業政策課	025-520-5730
◎	住宅	賃貸	新規就農者住居費補助金	U・I・Jターンで新規就農や就農に向けた研修を受ける方が市内の賃貸住宅（アパート等）に居住する場合に家賃の一部を支援します。 ・就農に向け研修を受けている方・・・月額上限2万円（最長1年間） ・新規就農した方・・・月額上限2万円（最長1年間、独立・自営就農者は最長2年間）	農政課	025-520-5749
◎	住宅	賃貸	まちなか居住推進事業補助金 (お試し居住家賃支援)	まちなかの生活や地域コミュニティを気軽に体験できるよう、町家等の賃貸住宅にお試しで居住するための家賃の一部を支援します。 ・補助対象：空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されている一戸建て住宅に賃貸で居住する人 等 ・補助率：1/2 上限月額2万円（1年間限度）	都市整備課	025-520-5764

【上越市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
◎	住宅	賃貸	移住定住応援家賃補助金	市外から移住し、市内に主たる事務所を設けた個人事業主もしくは小規模企業の代表者、または市外から移住し就職（1週間の所定労働時間が20時間以上）した人を対象に、家賃の一部を1年間補助します。 個人事業主等・・・月額上限2万円 就職した人・・・月額1万円	多文化共生課	025-520-5674
	住宅	リフォーム	まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）	まちなかの空き家を賃貸物件として活用するためのリフォーム工事に要する経費の一部を支援します。 ・補助対象：補助対象区域内の空き家を所有している人 等 ・補助率：1/2 町家は上限100万円、町家以外は上限70万円。 ※ 公共下水道への接続工事を行う場合は、補助率1/3、上限30万円を加算	都市整備課	025-520-5764
◎	住宅	リフォーム	まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム支援）	町家の居住環境及び地区防災の向上を図るため、リフォーム工事に要する経費の一部を支援します。 ・補助対象：補助対象区域内の町家を所有している人 等 ・補助率：1/2 上限100万円 ※1 子育て世帯の場合は、補助率1/2、上限130万円 ※2 空き家かつ子育て世帯の場合は、※1で算出した補助金額に1/2の加算あり。ただし、加算の上限があるため、他の補助金を併用する場合は市へ確認してください。 ※3 公共下水道への接続工事を行う場合は、補助率1/3、上限30万円を加算	都市整備課	025-520-5764
◎	住宅	リフォーム	空き家定住促進利活用補助金	市外からの移住者で、当市へ10年以上定住する意思のある人が所有（見込みを含む）する空き家の修繕費用（20万円以上）の一部を補助します。（補助率1/3、上限50万円…①） ※子育て世帯、県外からの移住者、誘導重点区域への移住者にはそれぞれ10万円加算…② ※公共下水道接続工事を行う場合（誘導重点区域に限る）、上限30万円（補助率1/3）加算…③ ※新潟県空き家利活用支援事業の対象者（子育て世帯、県外からの移住者）には、さらに上記①～③の合計額の1/2を加算	建築住宅課	025-520-5786
	住宅	リフォーム	木造住宅耐震診断支援事業	木造住宅の耐震診断を希望する市民に専門家を派遣し、住宅の現状の耐震性能を無料で調査します。	建築住宅課	025-520-5783
	住宅	リフォーム	克雪すまいづくり支援事業	補助対象地域で克雪住宅（融雪式、落雪式、高床落雪式、耐雪式）を整備する人に、補助金を交付します。（補助率1/2～5/6、上限55万円）	建築住宅課	025-520-5786
◎	住宅	リフォーム	定住促進生家等利活用補助金	自分の生家または親の生家に市外から移住または市内転居する際に行う修繕費用（20万円以上）の一部を補助します。（補助率1/3、上限50万円…①） ※子育て世帯、県外からの移住者、誘導重点区域への移住者にはそれぞれ10万円加算…② ※公共下水道接続工事を行う場合（誘導重点区域に限る）、上限30万円（補助率1/3）加算…③ ※新潟県空き家利活用支援事業の対象者（子育て世帯、県外からの移住者）には、さらに上記①～③の合計額の1/2を加算	建築住宅課	025-520-5786
◎	仕事	その他	サテライトオフィス等視察費用補助金	サテライトオフィス等の進出促進を図るため、市内を視察した場合における宿泊費等の一部を補助します。 【補助対象者】 (1) 開設を検討するサテライトオフィス等が次のいずれかの業種に該当すること ・情報サービス業・インターネット附随サービス業 ・映像情報制作・配給業・デザイン業 ・広告業（インターネット広告業に限る）など (2) 他の公的機関による視察費用補助を受けていないこと 【補助額】 (1) 宿泊費（飲食費を除く）の1/2（上限1人当たり5,000円/1泊、かつ1事業者当たり10,000円/2泊。ただし、2泊までとする） (2) 交通費の1/2（1人当たり5,000円/片道、かつ1事業者当たり20,000円）	産業立地課	025-520-5736

【上越市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
◎	住宅	空き家バンク等	空き家マッチング制度	空き家の利活用を促進し、まちなか居住を推進するため、市がワンストップ窓口となり、空き家の所有者等と利活用希望者のマッチングを行います。	都市整備課	025-520-5764
◎	住宅	空き家バンク等	空き家活用のための家財道具等処分費補助金	空き家情報バンクに登録（予定含む）済みの空き家について、買主が県外からの移住者の場合に家財道具等の処分費用の一部を補助します。（補助率1/2、上限10万円）	建築住宅課	025-520-5786
◎	住宅	空き家バンク等	空き家情報バンク制度	空き家の有効活用と市外からの定住を促進し、地域の活性化を図るため、所有者から登録していただいた市内の売買又は賃貸可能な空き家情報をホームページで公開しています。	建築住宅課	025-520-5786
◎	仕事	その他	サテライトオフィス等家賃補助金	新たに市内にオフィスを開設する市外の事業者に、オフィスの家賃の一部を補助します。 【補助対象者】 (1) 開設するサテライトオフィス等で行う事業が下記に該当すること ・情報サービス業・インターネット附随サービス業 ・映像情報制作・配給業・デザイン業 ・広告業（インターネット広告業に限る）など (2) 開設するサテライトオフィス等内に常時勤務者が1人以上いること (3) 市外から移住し、市内で起業・創業する場合は、サテライトオフィス等を開設する人が次のいずれかに該当すること ① サテライトオフィス等を開設する際に市内へ転入すること ② 市内へ転入した日から起算して1年以内であること (4) 市税を滞納していないこと (5) 他の公的制度による同種の補助を受けていないこと 【補 助 額】 オフィスの家賃の1/2（上限100万円/年） ※最長3年間	産業立地課	025-520-5736
◎	仕事	その他	サテライトオフィス等リフォーム等補助金	新たに市内にオフィスを開設する市外の事業者に、オフィスのリフォーム等に要する費用の一部を補助します。 【補助対象者】 (1) 開設するサテライトオフィス等で行う事業が下記に該当すること ・情報サービス業・インターネット附随サービス業 ・映像情報制作・配給業・デザイン業 ・広告業（インターネット広告業に限る）など (2) 開設するサテライトオフィス等内に常時勤務者が1人以上いること (3) 市外から移住し、市内で起業・創業する場合は、サテライトオフィス等を開設する人が次のいずれかに該当すること ① サテライトオフィス等を開設する際に市内へ転入すること ② 市内へ転入した日から起算して1年以内であること (4) 市税を滞納していないこと (5) 他の公的制度による同種の補助を受けていないこと 【補 助 額】 オフィスの購入、リフォーム費用の2/3（上限200万円）	産業立地課	025-520-5736
	結婚・子育て	妊娠・出産	妊産婦医療費助成	母子健康手帳交付の翌月初日から出産した日の属する月の翌月末までの妊産婦の医療費（保険適用分）が無料。	子ども政策課	025-520-5726
	結婚・子育て	子育て	じょうえつ子育てinfo	様々な子育て相談から、保育園、認定子ども園などの空き情報の提供など、関係機関と連携してワンストップ窓口を開設しています。	子ども政策課	025-520-5725
	結婚・子育て	子育て	子育て応援ステーション	子育てに関する情報やイベント、健診や各種予防接種などの情報を専用のホームページに掲載しています。メールマガジン・ツイッターの配信も行っています。	子ども政策課	025-520-5725
	結婚・子育て	子育て	子育て関連施設における相談	保育園や子育てひろば等において、子育て相談に常時応じるほか、保健師など専門職員による相談室を定期的に行います。	子ども政策課	025-520-5725

【上越市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	結婚・子育て	子育て	こどもセンター	子どもの遊びの場、保護者同士の交流の場としてご利用いただけるほか、子育て相談や子育て情報の提供、講座等を行っています。	こども政策課	025-520-5725
	結婚・子育て	子育て	子育てひろば	就園前の子どもの遊びの場、保護者同士の交流の場としてご利用いただけるほか、子育て相談や子育て情報の提供も行っています。	こども政策課	025-520-5725
	結婚・子育て	子育て	ファミリーサポートセンター	育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が相互援助活動を行う会員組織です。アドバイザーが仲介し、会員相互の調整等を行っています。	こども政策課	025-520-5725
	結婚・子育て	子育て	子ども医療費助成	高校卒業相当の年齢までの子どもの医療費に対し、自己負担金のうち一部負担金等を除いた額を助成します。※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生は無料（令和5年9月から市民税非課税世帯の高校卒業程度相当の年齢まで拡充）	こども政策課	025-520-5726
	結婚・子育て	子育て	子育てジョイカード	18歳までのお子さんが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、カードを提示した人に対し、協賛いただいた店舗などから商品の割引や特典などのサービスが提供されます。	こども政策課	025-520-5725
	結婚・子育て	子育て	ファミリーヘルプ保育園	緊急時または一時的な保育ニーズに応えるため、24時間預かり可能な一時保育を行います。	幼児保育課	025-520-5720
	結婚・子育て	子育て	病児・病後児保育室	病気の回復期に至っていないため、または病気の回復期にあるため集団保育等が困難なとき、保育園や幼稚園等に代わって保育等を行います。また、病児保育室では保育園等で体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診後、一時的な保育を行う送迎対応病児保育事業を行います。	幼児保育課	025-520-5720
	結婚・子育て	子育て	放課後児童クラブ	・就労等により昼間保護者の不在となる家庭の小中学生に対し、遊びを主とする活動を通じて児童の育成と保護者の就労を支援します。市内48か所で開催。 ・開設時間：月曜日～金曜日 午後2：30～6：00、土曜日、春・夏・冬休み 午前8時～午後6時 ・利用者から要望があるクラブでは午前7：30から開設、午後7時まで延長しています。	学校教育課	025-545-9244
○	体験・交流	体験施設	田舎暮らし体験施設	市内には、田舎暮らし体験施設が4か所あり、地元の方が管理しています。海・山・平野の恵みと人のあたたかさあふれる上越市で短期滞在から長期滞在まで、ご希望のスタイルに合った田舎暮らしを体験できます。	多文化共生課	025-520-5674
○	体験・交流	イベント等	移住体験ツアー	参加者のご希望に合わせて体験内容を決めていく、最大2泊3日のオーダーメイド型ツアーで、例えば、地域の様子を見学する「地域案内」、農業を体験する「農村体験」、雪かきや雪遊びなどを体験する「雪国体験」のほか、町内会長や先輩移住者から地域や暮らしの様子を聴くこともできます。また、お住まいの地域から上越市までの交通費や市内での宿泊費などの一部を補助します。	多文化共生課	025-520-5674
○	体験・交流	イベント等	おためし農業体験	市の実施するおためし農業体験に参加する方に宿泊費及び交通費の一部を支援します。 ・当市までの交通費・・・補助率1/2、上限10,000円 ・宿泊費・・・補助率1/2、上限4,000円/泊	農政課	025-520-5749
○	パンフレット等	-	移住パンフレット「住もっさ上越」	2組の先輩移住者の、移住の経緯や移住後の暮らしぶりなどを通じ、上越市で暮らすことの魅力を紹介しています。また、移住後の暮らしがイメージできるように、所得と支出、通勤時間など、東京都と上越市の暮らしを比較した資料を掲載しています。	多文化共生課	025-520-5674
○	パンフレット等	-	U・Iターン支援事業一覧	当市へのU・Iターンを支援する、市・県・国・民間団体の取組や、子育てなど移住後の暮らしに必要な情報を紹介しています。	多文化共生課	025-520-5674
○	パンフレット等	-	移住者受入意向のある町内会・自治会の紹介	当市で移住者の受け入れに積極的な町内会や自治会を紹介しており、インターネットなど生活インフラの状況、学校や病院などの最寄りの施設へのアクセス等を掲載しています。	多文化共生課	025-520-5674

【上越市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
◎	パンフレット等	-	就農支援パンフレット	上越市へのU・I・Jターンで新規就農を検討される方向けのパンフレット。上越の暮らしがイメージできるよう、経験者のインタビューの掲載や新規就農者への支援策について紹介しています。	農政課	025-520-5749
◎	イベント	-	上越市ふるさと暮らしセミナー	当市で暮らす方をゲストにお招きし、子育てや仕事、暮らしの様子などをお伝えするセミナーをオンラインで開催します。参加される方と一緒にフリートークも行いますので、転職、住まい、子育て、移住に伴う不安や心配なことなど、お気軽にお尋ねください。	多文化共生課	025-520-5674
	その他	-	定住促進奨学金	市内に居住しながら、市外の大学等に通う学生に対し、公共交通機関の定期代を奨学金としてお貸しします。さらに、卒業後も上越市に居住し就業する人を対象に返還額の3分の2に相当する額を免除することで、若者の定住を促します。	多文化共生課	025-520-5674
◎	その他	-	上越市ふるさと暮らし支援センター	「上越市はどんなところ?」「雪はどのくらい降るの?」「どんな支援制度があるの?」など、上越市への移住に関する相談をお受けするワンストップ窓口です。電話やメールのほか、オンラインでも相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。 また、FacebookやInstagramなどで四季折々の自然や暮らし、豊かな食などのさまざまな魅力のほか、仕事や住まい、子育てに関する支援制度など、移住をお考えの皆さんに役立つ情報を発信しています。	多文化共生課	025-520-5674
◎	その他	-	移住・定住コンシェルジュ	関係機関や団体と連携し、当市への移住に関する様々な相談をお受けするとともに、仕事や住まい、子育てなど移住をお考えの皆さんに役立つ情報を提供するほか、当市に移住された方のフォローアップを行います。	多文化共生課	025-520-5674
	その他	-	奨学金	経済的理由などにより就学が困難な学生などに対して、無利息で奨学金の貸付を行っています。保護者の住所が市内にあり、高校や短大、大学などに在学する人で、教育委員会の定める成績要件を満たし、保護者等の所得額が基準以下の人が対象です。	学校教育課	025-545-9244
◎	その他	-	移住・就業支援金	一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方） 若者加算：子ども以外の世帯員で40歳未満の人がいる場合は、世帯当たり10万円を加算。 子育て加算：18歳以下の子ども一人当たり100万円を加算。	産業政策課	025-520-5730
◎	その他	-	「住もっさ上越」Facebook	上越市への移住に役立つ情報や地域のイベント情報などをFacebookで発信しています。また、市内にお住まいの方が「#住もっさ上越」のハッシュタグをつけて投稿された記事をシェアしています。	多文化共生課	025-520-5674
◎	その他	-	「住もっさ上越」Instagram	上越市への移住に役立つ情報や地域のイベント情報のほか、市内で活躍する地域おこし協力隊員や集落づくり推進員の活動の様子などをInstagramで発信しています。	多文化共生課	025-520-5674
◎	仕事	その他	上越妙高駅周辺地区商業地域建築資金借入利子前払事業補助金	上越妙高駅周辺地区商業地域内において上越市が指定する施設を新設する事業者のうち金融機関から融資を受ける方に対し、建物の建築費用及び建築に付帯する設備に係る費用の融資に係る利子支払額相当分（最大10年）を一括払いで補助します。 【認定要件】 (1) 工事等着手前及び融資実行前に対象事業者認定申請をすること (2) 令和8年3月31日までに営業を開始すること (3) 市税を滞納していないこと	交通政策課	025-520-5632

【上越市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
◎	仕事	その他	上越妙高駅周辺地区商業地域進出企業奨励金	上越妙高駅周辺地区商業地域内において上越市が指定する施設等を新設する事業者に対し、施設等の営業開始の日の属する年の翌年4月1日を初日とする年度以降、当該申請によって取得した固定資産税相当額（土地を除く）に交付割合を乗じた奨励金を交付します。 【認定要件】 (1) 工事等着手前に対象事業者認定申請をすること (2) 令和8年3月31日までに営業を開始すること (3) 市税を滞納していないこと (4) 上越市企業振興条例における奨励措置（資金の融資を除く）を受けていないこと 【交付割合】 1年目：100/100（上限500万円/1施設当たり） 2年目：60/100（上限500万円/1施設当たり） 3年目：40/100（上限500万円/1施設当たり） ※最長3年間	交通政策課	025-520-5632
◎	その他	-	上越市若者奨学金返還支援助成金	学ぶ意欲を持つ学生の大学等への進学を後押しするとともに、卒業後に市内に定住する若者の奨学金返還に係る負担軽減を図るため、奨学金返還額の一部を助成します。 令和5年度中に申込みをお受けし、令和6年度から助成を行う予定です。	総合政策課	025-520-5626
◎	住宅	その他	まちなか居住推進事業補助金（隣地統合支援）	【令和5年6月1日募集開始予定】 単独では使いづらい敷地同士を統合し、住環境を向上させるため、隣地に存する建物の解体費等に要する経費の一部を支援します。 ・補助対象：自己の居住の用に供するため隣地統合するもの 等 ・補助率：1/2 上限100万円 ※1 統合後の敷地で住宅を新築する場合は、工事費の1/2、上限100万円を加算。子育て世帯の場合は、工事費の1/2、上限200万円を加算 ※2 統合後の敷地内の宅盤高さ調整のために擁壁を設置する場合は、工事費の1/2、上限50万円を加算 ※3 公共下水道への接続工事を行う場合は、補助率1/3、上限30万円を加算	都市整備課	025-520-5764
◎	住宅	リフォーム	まちなか居住推進事業補助金（住宅のリフォーム支援）	【令和5年6月1日募集開始予定】 居住環境及び地区防災の向上を図るとともに、子育て世帯が長く住み続けられるよう、リフォーム工事に要する経費の一部を支援します。 ・補助対象：補助対象区域内の住宅を所有している子育て世帯 等 ・補助率：1/2 上限130万円※1 ※2 空き家かつ子育て世帯の場合は、※1で算出した補助金額に1/2の加算あり。ただし、加算の上限があるため、他の補助金を併用する場合は市へ確認してください。 ※3 公共下水道への接続工事を行う場合は、補助率1/3、上限30万円を加算	都市整備課	025-520-5764
	住宅	リフォーム	まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗棟水回り改修支援）	【令和5年6月1日募集開始予定】 住宅兼店舗等の空き店舗部分の利活用を推進するため、住宅部分と店舗部分を分離して店舗部分を賃貸するために生じる水回り改修に要する経費の一部を支援します。 ・補助対象：補助対象区域内の空き住宅兼店舗等を所有している人 等 ・補助率：1/2 上限100万円	都市整備課	025-520-5764
	住宅	その他	都市ガス料金割引制度（新築祝い割、子育てプラス割）	新築や燃料転換等で新たに都市ガスを使用する場合、都市ガス料金を割り引きします。 ■新築祝い割 ・補助対象： (1) 新築で新たに都市ガスを導入する人 (2) 都市ガスをすでに導入している建物を建て替え、建て替え後も継続して都市ガスを利用する人 (3) リフォーム等により新たに都市ガスを導入する人 ※アパートやマンション等の集合住宅は適用になりません。 ・割引内容：従量料金の5%（基本料金は割引対象外） ・割引期間：適用開始日から最大6年間 ■子育てプラス割 ・補助対象：新築祝い割の対象者で、一般住宅において中学卒業までの子供が同居している人 ・割引内容：従量料金の10%（基本料金は割引対象外） ・割引期間：適用開始日から新築祝い割の適用終了まで	上越市ガス水道局経営企画課	025-522-5514

【上越市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	住宅	その他	都市ガス機器設置助成金制度	<p>上越市内で都市ガスを燃料とし各機器を導入する場合、導入に係る費用の一部を助成します。</p> <p>■ガス衣類乾燥機助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等：住宅や併用住宅（店舗等）で使用のこと</li> <li>・助成金額：30,000円/台 70台（先着順）</li> </ul> <p>■家庭用燃料電池システムエネファーム助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等：住宅や併用住宅（店舗等）で使用のこと</li> <li>・助成金額：400,000円/台 5台（先着順）</li> </ul> <p>■ガス給湯器エコジョーズ助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等：（1）潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）であること</li> <li>（2）暖房機能を備えていること</li> </ul> <p>・助成金額：</p> <p>暖房機器と同時設置の場合 30,000円/台 35台（先着順）</p> <p>給湯器のみ（暖房機能付き） 20,000円/台 20台（先着順）</p>	上越市ガス水道局経営企画課	025-522-5514